

大阪北部地震・西日本豪雨で被災された方へ 見舞金支給および年会費免除のご案内

先日発生しました、大阪北部地震ならびに西日本を中心とした豪雨により被災された方々に、心よりお見舞い申し上げます。

本会「会費減免・見舞金等の支給に関する規程」に基づき、見舞金の支給および年会費の免除をいたします。

下記のいずれかに該当する方は、ご申請ください。

■ 自宅が被災した方（発災時に居住していないご実家等は適用外）

裏面の「見舞金・弔慰金および会費免除申請書」に記載の上、
『罹災証明書（コピー可）』を添付してご提出ください。

■ 自身の所有する車両（四輪車）が被災した方

裏面の「見舞金・弔慰金および会費免除申請書」に記載の上、
『車両保険の保険料支給証明（コピー可）』を添付してご提出ください。

■ 災害によってお亡くなりになった会員の1親等親族の方

裏面の「見舞金・弔慰金および会費免除申請書」に記載の上、
新聞の訃報掲載記事や、天災による被災が証明される書類を添付してご提出ください。

別表の通り、見舞金・弔慰金支給ならびに会費免除します。

| | 会費免除 | 見舞金 | 備考 |
|------------------------------|------|---------|-------------------------|
| 四輪車損壊 ※所有者が会員に限る | なし | 5,000円 | ※ 車両保険加入者で保険料が支給された場合のみ |
| 一部損壊 浸水（床下） | ○ | なし | |
| 半壊（大規模半壊含む） 半焼・半流出・浸水（床上） | ○ | 20,000円 | |
| 全壊 全焼・全流出・浸水（天井） | ○ | 30,000円 | |
| 天災による死亡 | — | 30,000円 | 未払い納入金がある場合は、10,000円とする |

・会員本人からの申請を原則とさせていただきます。ただし、会員自身が死亡の場合は代理人（都道府県理学療法士会長または1親等親族）からの申請を認めます。

からの申請を認めます。

・本会への未払い納入金がある場合は、認められないことがあります。

<会費免除の対応について>

会費免除の申請が承認された場合は、2018年度分として納入いただいた年会費を2019年度年会費に充当させていただきます。

これにより、会費免除申請に伴う2018年度年会費の返金はございません。

<書類送付先>

所属する都道府県理学療法士会事務局へご提出ください。

（都道府県理学療法士会 <http://www.japanpt.or.jp/about/jpta/divisions/>）

<提出期限>

2018年12月28日（金）まで